

北 総 第 550 号

平成29年7月28日

関係者各位

北方町長 戸部 哲哉



岐阜県本巣郡北方町長の職務代理者について

標記の件につきまして、病氣療養に専念するため、地方自治法第152条第1項の規定により、下記の者が代理します。

記

1 職務代理の期間

平成29年8月1日(火)～当分の間

1 職務代理者及び表示の形式

岐阜県本巣郡北方町長職務代理者 北方町副町長 中村 正

北方町役場 総務課

058-323-1111